

1. 名久井農業高校生徒心得

生徒心得

本校の生徒は、学則を守り、「強く 正しく 明るく」常に「責任を持って」行動するよう心がけなければならない。

1 日常生活について

(1) 校内生活

- 一 通学の際は、本校指定の制服を着用する。
- 二 登校・下校時間を守り、登校後は実験・実習以外は無断で外出しない。
- 三 授業中は他人の迷惑になる行為はつつしみ、学業に専念する。
- 四 私物は自分で管理し、教科書類は持ち帰る。
- 五 校舎・校具等を汚したり、破損しない。
- 六 校内の美化につとめ、環境を整える。
- 七 礼儀を正しくし、敬愛の念をもって挨拶する。
- 八 学校敷地内で携帯電話等の原則使用は禁止する。但し、使用する場合には以下のことを遵守すること。
 - ア 8時30分から15時30分の間は、電源を切った上で、使用を禁止する。
 - イ 8時30分前、15時30分以降は、生徒玄関のみで使用できる。但し、家庭との電話連絡のみとする。

(2) 校外生活

- 一 常に名農生としての誇りと自覚を持って行動する。
- 二 バス、列車を利用して通学する際には公衆道徳を守り、他人に迷惑をかけない。
- 三 不健全な盛り場・遊技場・飲食店などには立ち入らない。

(3) 一般的事項

- 一 生徒は常に身分証明書を携行する。
- 二 日常において交通道徳を守り、事故防止に努める。
- 三 いかなる場合でも暴力行為、金銭の強要、威圧的言動等を行わない。
- 四 いじめは絶対にしない。
- 五 男女の交際は健全で明朗であるよう心がける。

2 服装について

(1) 制服（正装）

本校指定の以下を着用すること。

- ・ブレザー
- ・ズボンまたはスカート
- ・ワイシャツまたはブラウス
- ・ネクタイまたはリボン

(2) 制服（略装）

本校指定の以下を着用することができる。

- ・ポロシャツ
- ・パーカー
- ・ベスト

(3) ベルト・ソックス等

- 一 ベルトは、黒・紺・茶で、華美でないものとする。
- 二 ソックスの色は白・黒・紺とする。ストッキングの色は黒とするが、その上にソックスをはく場合は黒とする。

- (4) 実習服・体操服
実験・実習、体育時には本校で定めたものを着用する。
- (5) 防寒着類
コート・防寒着類は無地で華美にならないものを着用する（カーディガンは禁止）。
- (6) 頭髪
常に整髪し、前髪が目にかからないようにする。
ただし特殊な髪型（パーマ・染色・脱色等）は認めない。
- (7) 靴
 - 一 通学用の靴は黒、茶とし、運動靴でもよい。
 - 二 内ばきは本校指定のものとし、体育時等は運動靴を着用する。
- (8) 靴
スポーツバック・ナップサック等で華美でないものを携行する。
- (9) その他
化粧、装身具（ネックレス・ペンダント・イヤリング・ピアス・指輪・ブレスレット等）はしてはならない。

3 容儀指導

容儀指導において指導を受けた生徒は、期日までに保護者等確認（押印又はサイン）の上、担任・学年主任を経て生徒指導部まで改正届を提出する。

平成11年	4月	1日	制服変更
平成14年	5月24日		一部改正
平成16年	4月30日		一部改正
平成18年	3月31日		一部改正
平成20年	4月	1日	一部改正
平成25年	4月	1日	一部改正
令和4年	4月	1日	一部改正（女子スラックス・ネクタイ、リボンの選択制）
令和6年	4月	1日	一部改正（夏服にポロシャツ導入）
令和7年	6月	1日	一部改正（夏冬衣替え移行期間）
令和8年	4月	1日	一部改正（パーカー導入による服装基準）